

令和4年4月18日

第22回総会議事録

福島市農業委員会

## 福島市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 令和4年4月18日(月)午後1時30分
2. 会 場 市役所 904会議室
3. 出席委員 15名
4. 出席の委員  
1番 小山 正雄      3番 柴山 栄重      4番 吾妻 良博  
5番 加藤 良子      9番 油井 妙子      10番 渡邊 俊春  
11番 大宮 篤司      12番 菅野 善晴      13番 菱沼寿美恵  
15番 尾形 寅昭      16番 古関 恵子      17番 関 健一  
21番 齋藤 貴裕      23番 穴戸 薫      24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員  
2番 佐藤 秀雄      6番 中村 謙一      7番 野崎 俊幸  
8番 浪岡 真澄      14番 渡邊 正芳      18番 安田 善喜  
19番 渡邊 友一      20番 黒澤喜久夫      22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者  
事務局 長      関根 卓也  
次長兼庶務係長      佐藤 邦彦      主 査      齋藤 明子  
農地係長      阿部 三起夫      副主査      菅野 貴裕

### 議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 遊休農地の区分の判断について

### 追加議案

- 第1号 福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について

### 報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 経営移譲年金支給裁定について (2) 老齢年金支給裁定について  
(3) 特例付加年金支給裁定について

事務局長  
会長  
事務局長  
議長  
農地係長  
議長  
議長  
議長  
農地係長  
議長  
農地係長  
議長  
議長  
議長  
議長

ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。  
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い規模を縮小して行うことから、2番 佐藤秀雄委員、6番 中村謙一委員、7番 野崎俊幸委員、8番 浪岡真澄委員、14番 渡邊正芳委員、18番 安田善喜委員、19番 渡邊友一委員、20番 黒澤喜久夫委員、22番 阿部哲也委員より出席自粛の旨届出がありました。

事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、15名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第22回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

10番：渡邊俊春委員、24番：芳賀正寿委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の齋藤主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

初めに議案の訂正がございます。議案第4号で申請取下げが1件ありましたので、合計91件から90件となります。

【議案第1号から報告までを上程する。(90件)】

合計90件、令和4年4月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転10件、賃借権設定1件の計11件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長4番 (発言を求める。)

議長4番 (発言を許可する。)

整理番号1番につきましては、譲受人が10年ほど前から借り受けている農地であり、現在ももを栽培中です。今回正式に買い受ける申請であり問題ありません。整理番号2番については譲渡人が2、3年前に空き家と共に購入した農地です。譲渡人の体調が良くないという

ことで、譲受人が買い受けるものです。現在は梨などが栽培されております。整理番号3番については、生前贈与で問題はないです。整理番号4番については、譲受人は自然が好きで、周囲では蕨なども取れるということもあり、住宅と共に購入するものです。鳥獣害の被害等を防止しながら野菜の栽培をしたいという申請です。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番及び6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号5番について説明申し上げます。譲受人は譲渡人の田んぼを耕作しております。今回、耕作されていない農地についても自宅付近で耕作に便利ということで、野菜を栽培する計画で購入したいというものです。整理番号6番につきましては、申請地は譲渡人が相続した農地で耕作されておりませんでした。譲受人の自宅付近ということで、水稻、野菜を栽培するというのでございます。区域協議会では2件とも許可相当と判断したところであります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号7番、8番の案件ですが、内容については記載のとおりでございます。整理番号7番の譲渡人が耕作困難のため、譲受人が経営規模拡大のための賃借権設定であり、整理番号8番は譲受人の自宅のすぐ脇の農地であり、耕作の利便性から所有権移転するものです。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号9番から11番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号9番から説明申し上げます。譲受人は大笹生インターチェンジの工業団地整備に伴

いまして土地を売渡し代替地を探していたところ、譲渡人の農地で折り合いがつき所有権移転ということになりまして、野菜を栽培するということで特に問題はありません。整理番号10番につきましては、譲渡人の旦那さんが亡くなってから農業ができなくなったということで、近隣を耕作している譲受人に購入の依頼があり、引き受けたというものであり問題はあります。整理番号11番につきましては、譲渡人の法人が農地を所有する要件を満たさなくなったため、個人経営に切り替えるものです。いずれにつきましても、区域協議会で審議の結果、許可相当と判断しております。よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から11番までの11件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。区域番号5番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号1番につきましては、現状住宅が建っているという状況でございます。これにつきましては昭和44年に建築確認を行い、住宅を建てたということでございますが、農地法の許可がなかったということでございます。追認となりますが、区域協議会では許可相当と判断したところであります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて事業計画期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号1番についてご説明いたします。事業計画の変更であります。事由にあるとおり大雪により工事が進んでいないということでもあります。工事の内容については、該当農地は傾斜地でありまして、なおかつ湧水があるということで耕作ができるように土地改良を目的としているものであります。今回の事業計画変更につきましては周辺の営農には影響がないということで許可相当と区域協議会では判断をしております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定1件、使用貸借権設定4件の計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番につきましては、譲受人は譲渡人の娘さんの夫であり、分家住宅を建てるもので問題はないです。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号3番につきましては、譲受人は中古車販売をしている法人で、露天駐車場敷地にす

るための所有権移転の申請です。譲渡人は南相馬市の方で、南相馬市に帰るということです。整理番号4番につきましては、分家住宅敷地の案件でございます。譲受人は譲渡人の孫であり、条件を全て満たしている申請であります。整理番号5番につきましては、すでに物置が建っている敷地の一部が譲渡人の農地に出ているということで、宅地拡張敷地として正式に賃借権の設定をする案件でございます。いずれも区域協議会では問題なしと承認されております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号6番について説明いたします。譲渡人と譲受人は義理の親子であり、農振除外が決定したため分家住宅を建てるものです。周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号7番につきましては、譲渡人が譲受人に建売住宅の敷地として売却するものであります。関連しまして、整理番号8番は住宅の排水管の埋設敷地ということで、一時転用するものです。この農地は松川駅と国道4号バイパスの間ということで、新興住宅地となっております。区域協議会では許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号9番の案件ですが、内容につきましては記載のとおりでございます。西道路の延伸に伴い、既存の駐車場が使用できなくなるための代替の転用であり、周辺農地にも影響が少

なく、区域協議会では問題なしと判断されました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号2番から9番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて事業計画期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。  
区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番の案件ですが、内容につきましては記載のとおりでございます。工期延長に伴う変更であり、区域協議会では問題なしと判断されました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。  
次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が19件、63,231㎡、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。  
区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 整理番号1番の案件であります。農地所有者は自宅から申請地までの距離が遠く、面積等



の問題もありまして利用権の設定を受ける者に貸したいということでもあります。利用権の設定を受ける者は、野菜の専業農家でありまして、規模も大きくやっている方で、後継者もあり、問題はありません。ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から5番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番の利用権の設定を受ける者は、地域のリーダーであり、幅広く農業をやっているということで特に問題はございません。整理番号3番と4番の利用権の設定を受ける者は、果樹と畑をやっている専業農家であります。整理番号3番の申請地は耕作地の地続きで耕作が便利であり、整理番号4番の申請地も耕作地から近いということで借り入れて耕作するというので問題ございません。整理番号5番の利用権の設定を受ける者は、大規模で営農しており、グループを作りながら農産物等の販売も手掛けているということです。申請地は現在りんごが栽培されておりますが、栽培者が亡くなり、相続人から借り入れて栽培を継続していきたいとのことです。特に問題はございません。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号6番の件でございますが、申請地は現在りんごが栽培されております。以前借り入れていた方が、面積を多く作り過ぎて限界だということで、今回利用権の設定を受ける者が引き続きりんごの栽培をすとのことです。利用権を設定する者は高齢であり、利用権の設定を受ける者はまだまだ若い青年でございます、りんご栽培ができると確信しているものです。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。  
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番から10番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号7番から10番までについて説明いたします。整理番号7番の利用権を設定する者が高齢で、農地の全部を耕作することができなくなったため、同じ集落の利用権の設定を受ける者に農地の一部をお願いすることになりました。整理番号8番は、以前借り入れていた方のところで研修していた利用権の設定を受ける者が借りるということで問題なしと判断しました。整理番号9番は利用権の設定を受ける者が以前から耕作していた畑を今回正式に手続きをとるものです。現在もブドウが作付けされており問題なしと判断しました。整理番号10番は、以前借り入れていた方が高齢になり、今回利用権の設定を受ける者をお願いしたもので、春先からしっかり管理されているので問題なしと判断いたしました。以上4件、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号11番から13番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号11番から13番までの3件でございますが、内容につきましては記載のとおりでございます。整理番号11番の件は、利用権の設定を受ける者が田んぼを借りて、これからももの苗を植えて栽培を始めるということです。整理番号12番の件は、利用権の設定を受ける者は、広く水田経営をされている方で、問題なしと判断しました。整理番号13番の件は、新規となっておりますが、もともと耕作しており、契約内容の変更であり問題なしと判断しました。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号14番から19番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号14番から19番までの6件について、利用権の設定をする者は全て高齢により耕作ができなくなった方々であります。利用権の設定を受ける方々につきましては、近隣等を耕作しており、営農の実績があり、内容については問題ないと判断しております。整理番号17番の利用権の設定を受ける者は他の区域の方ではありますが、すでに申請地近隣農地を多数耕作しており、実績がありますので遠隔地でも支障がないと判断しております。整理番号19番についても他の区域の方ではありますが、実家が申請地の付近にあり、そこを拠点にすでに営農している方々でありますので、営農には支障がないと判断しております。以上6件に

つきまして区域協議会では適正と判断しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 17ページをご覧ください。議案第7号 遊休農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。福島市長の依頼に基づき、区域担当委員と共に現地確認調査を実施した結果、一筆を除いて現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる「1号遊休農地」と判断されました。区域番号3番、整理番号1番から13番までの13件、詳細は「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号1番から9番までは、吾妻開パの農地でございまして、3月14日に区域担当委員と事務局で現況確認をした結果、整理番号2番の農地については遊休農地ではないという判断をして、それ以外については、1号遊休農地と判断をいたしました。整理番号10番から13番までにつきましては、3月29日に区域担当委員と事務局で現況確認をいたしまして、全て1号遊休農地と判断しております。いずれの案件につきましても遊休農地を借りる方がおり、補助事業を利用して、大型重機で整地をしたり暗渠をするということで今回上がってきた案件でございます。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり決定いたします。

事務局長 議長、事務局長。

議長 事務局長

事務局長 追加の議案がございますので、ここで委員の皆さんに配布してよろしいでしょうか。

議長 はい、お願いします。

ここで、お諮りいたします。「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について」の追加議案が提出されました。これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、よってこれを議案に追加し、直ちに議題といたします。

それでは、追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長 追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について」をご説明いたします。令和4年3月30日付けにて、福島区域の農地利用最適化推進委員から農業委員会会長あてに、令和4年3月31日をもって辞職したい旨の「辞職願」の提出がございました。農業委員会等に関する法律第23条第1項には「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されており、農業委員会の同意を求めるものです。辞任の理由は「一身上の都合」でございまして、事務局としましては、ご本人の意思を尊重し、辞任は致し方ないものと考えております。ご説明は以上です。

議長 事務局より説明がありましたが、ただ今の案件につきまして質疑を行います。ご意見、ご質問ございませんか。

〔質疑〕

議長 特に発言がないようでございますので、これで質疑を終了いたします。それでは、追加議案第1号につきまして採決を行います。

挙手をもって採決します。追加議案第1号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手〕

議長 賛成多数と認め、追加議案第1号「福島市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞職願提出に伴う農業委員会の同意について」は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 報告は、議案書19ページ報告第1号から27ページ報告第7号は、議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第22回総会を終了いたします。

(午後2時25分)

令和4年4月18日

これは、福島市農業委員会第22回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名人10番 \_\_\_\_\_

議事録署名人24番 \_\_\_\_\_